

**I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**1 教育に関する目標を達成するための措置**

**(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置**

**(学部教育)**

- 教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。
  - ① 教職課程の質的水準の向上を図るため、教員に必要な基本的資質を身に付けさせるための教育課程（教職実践演習等の新規開設を含む。）の導入に向けて準備を進める。
  - ② カリキュラムの改善基準及び体制を整備するため、教育課程編成基準を定める。
  - ③ 現行カリキュラムの改善と講義内容の充実に努める。
  - ④ 学生の海外交流の機会である「海外教育研究」及び「韓国教員大学校との学生交流」の充実に努める。
  - ⑤ 情報リテラシーを重視した情報教育を実施する。
  - ⑥ 健康、スポーツ等に関する体験的・実践的な授業科目並びに自然・環境等に関わる多様な問題を扱う学際的・体験的な授業科目の内容を充実する。
- 卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。
  - ① 教員採用試験受験者比率の向上に努める。
  - ② 中期計画期間中に教員就職率を65%に高めることを目指し、ベスト10以内の達成に努める。
  - ③ 当該年度の全教員採用正規合格者中の本学卒業生の割合を0.2%以上とすべく、その達成に努める。
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育実習先の指導教諭（卒業生、同窓生を含む）等、教育現場の意見を踏まえ、現行カリキュラムの改善と講義内容の充実に努める。

**(大学院修士課程)**

- 教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。
  - ① 高度な実践的指導力を育成するために、修士課程の現行カリキュラムを改善し、講義内容の充実に努める。
  - ② 教職大学院の設置に向けた準備を行う。
- 修了後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。

「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」の具体的方策に基づき、教員就職率向上のための総合的戦略を実施する。
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育現場関係者との意見交換会などを実施し、教育現場の意見を踏まえ、修士課程の現行カリキュラムの改善と講義内容の充実に努める。

**(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置**

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、次のことを行う。
  - ① 学部、大学院とも、入学志願者のニーズを捉え、説明会の継続・充実に努める。
  - ② 学部について、教職に対する意欲・適性と可能性を持つ学生を受け入れるために望ましい入学者選抜の実施に向けた準備をすすめる、可能なものから実現を図る。
  - ③ 大学院への留学生受入れを積極的に進めるための入学者選抜の実施に向けて準備する。
- 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策として、次のことを行う。
  - ① 臨床に関わる科目の必修化を柱とするカリキュラムの改善・充実に努める。

- ② プロフェッショナルな教職意識をもった人材を育成するため、教育実習等の拡充及び教職科目等の質的充実を図り、学生の内省的評価の一層の深化を促すために「学生・実習校・大学」の三者評価を試行する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① マルチメディアを活用した教材作成の定着を図る。
- ② 実践的指導力育成の観点から、必要に応じて授業科目選択の幅を確保する。
- ③ 学生による授業評価の実施により、授業内容・方法等の改善・充実に努める。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。

適切な成績評価等の実施を担保する成績評価システムを整備する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織を編成する。
- ② 教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応した様々な形態の教員を配置できる制度を検討する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、次のことを行う。

授業内容と関連した学習用図書、人間形成に資する教養図書を学生1人当たり1冊以上収集するとともに、シラバス掲載図書を収集する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）として、次のことを行う。

- ① 学生による授業評価の実施により、授業内容・方法等の改善・充実に努める。
- ② 学生及び院生に対する教育・研究指導に係る教員の責任体制を明確にするとともに、成績評価システムを整備し、教育・研究指導の質の改善を図る。
- ③ 本学教員や初等・中等学校等の現職教員を対象とする授業公開を進め、教員による相互評価や授業内容・方法について、情報交換できるシステムを策定する。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織の編成に合わせ、センター等の統合・再編を図る。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

- ① 交流事業及びアクションリサーチの充実に努めるとともに、附属学校を中心に学校現場との研究交流を推進する。
- ② 大学院学校教育研究科については、教員養成と現職教員研修のパワーアップ等を目的とした近隣大学との連携・協力を努める。

### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 総合的な学生支援制度の改善・充実の一環として、オフィスアワーの充実に努める。
- ② 定期的なキャリアカウンセリングを実施する。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 生活相談、就職支援を含む総合的な学生支援制度の改善・充実に努める。
- ② 卒業生・修了生に関する名簿について、新規卒業・修了者調査及び無返信者の確認調査を併せて行うことにより整備を進め、大学情報の提供等に活用する。
- ③ 卒業生を対象としてインターネットによる遠隔指導・相談等の支援を行う。

○経済的支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 授業料減免措置の確保に努める。
- ② 各種奨学金及びアルバイト等経済的支援に係る情報の収集・提供に努め、奨学金の受給やアルバイトに係る機会の確保・充実に資する。
- ③ 学生の居住環境並びにキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業の整備・充実

に努める。

○社会人・留学生等に対する配慮として、次のことを行う。

- ① 教育委員会派遣教員をはじめとする社会人及び世帯向け宿舎の生活環境の整備・充実に努める。
- ② 留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の改善・充実に努める。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性に関し、次のことを行う。

教育に関する臨床研究の推進とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく博士課程について検討する。

○大学として重点的に取り組む領域に関し、次のことを行う。

上越地域の小・中学校と協力して開発研究プロジェクトを実施する。

○成果の社会への還元に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 附属学校、公立学校（教育委員会）との共同研究を実施し、その成果を合同研究会の開催や研究成果報告書を作成・配布することにより、広く還元する。
- ② 現職教員の教育活動に資するため、研究成果を還元する出版事業及び本学からの指導助言者に対する援助や協力の在り方について検討し、可能なものから実施する。
- ③ 学部・大学院カリキュラムの6年一貫教育並びに学部教育と現職教員研修の融合を実現する教員養成カリキュラムの開発について研究を進める。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 教育委員会を含む学校教育現場と連携しつつ研究プロジェクトの成果を還元する。
- ② 教育委員会や学校教育現場関係者との意見交換会を実施する。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織を編成する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策として、次のことを行う。

研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策として、次のことを行う。

発明コーディネーターや特許アドバイザーを招聘し、知的財産権に関する説明会等を実施する。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策として、次のことを行う。

- ① 教育委員会や学校教育現場関係者との意見交換会を実施する。
- ② 研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織の編成に合わせ、センター等の統合・再編を図る。

○学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。

小・中学校等と連携・協力を積極的に推進していく。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策として、次のことを行う。

- ① 組織的かつ積極的に学校コンサルテーション事業を推進する。
- ② 新潟県立看護大学と連携し、教育プログラムの相互支援を実施する。
- ③ 大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから整備に努める。

○産学官連携の推進に関する具体的方策として、次のことを行う。

産学官連携による学校評価支援のための研究プロジェクトを推進する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策として、次のことを行う。

新潟県立看護大学と連携し、教育プログラムの相互支援を実施する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 協定校との留学生交流等の国際交流推進に関する基本方針に沿って、国際交流を推進する。
- ② 留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の改善・充実を図る。
- ③ 留学生の適切な受入れに留意し、協定校からの短期留学生などの多様な留学生の受入れを推進する。
- ④ 協定校との学生交流や短期留学など、海外における研修機会の充実を図るとともに、学内外における留学生等との交流を推進する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 協定校との学生交流を推進する。
- ② 教育・人づくり領域における国際貢献について、他機関との連携を考慮の上、検討及び推進する。

## (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 交流事業や研究プロジェクト等の中からアクションリサーチを附属学校の教育課程に位置づけて実施する。
- ② 「実践セミナー」・「実践場面分析演習」等、教育現場と密接な関係をもつ授業科目について、附属学校と連携して授業運営を行う。

○学校運営の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 附属学校の教育研究やプロジェクト研究の成果を、HP等で公表するとともに教育図書として刊行する。
- ② 附属学校の開催する教育研究発表会やプロジェクト研究において、大学教員、大学院生等との共同研究の場を設け、その研究成果を県内外の公私立学校教員等に公開する。
- ③ 附属学校と大学教員の連携を強化し、各附属学校研究協議会を開催し広く公立学校との意見交流を図る。
- ④ 学校運営のグランドデザインとその結果について自己点検・評価を行い、学校運営の継続的・発展的な改善・充実に努める。
- ⑤ 教育と研究活動の活性化を図るため、保護者や学校評議員の意見を適切に学校運営に反映させる。
- ⑥ 子どもの安全を確保する各種の訓練や定期点検を実施しつつ、マニュアルの見直しなどの改善を行う。

○附属学校の教育実践等に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 附属学校間の連携を図るため、校長・副校長で構成する業務連絡会や連絡入学に係る担当教員連絡会を開催し、子どもの学習と生活に係る連絡を密にする。
- ② 各附属学校の設置目的を踏まえ、積極的な教育実践に取り組む。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

入学者選抜方法の改善に取り組む。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策として、次のことを行う。

附属学校教員については、体系的な研修の一環として、中央研修や教育委員会、各種研究会が実施する研修に参加させる。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策として、次のことを行う。

学長補佐体制を強化する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策として、次のことを行う。

各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図る。

○全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、次のことを行う。

① 教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織を編成する。

② 評価基準に基づき研究資金配分を実施するとともに、配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策として、次のことを行う。

民間経験や高い専門性を有する職員を採用（任用期限付き採用を含む）する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置として、次のことを行う。

近隣の教員養成大学・学部との連携・協力を努める。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策として、次のことを行う。

教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織を編成する。

○教育研究組織の見直しの方向性に関し、次のことを行う。

① 専攻・コース・分野等について、必要に応じて内容・名称の変更・新設を実施する。

② 大学院学校教育研究科については、教員養成と現職教員研修のパワーアップ等を目的とした近隣大学との連携・協力を努める。

③ 教育に関する臨床研究とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく博士課程について検討する。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策として、次のことを行う。

人事評価制度を構築し、可能なものから実施する。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策として、次のことを行う。

① 学校現場における教育経験を有する者の全教員中に占める割合の向上に努める。

② 任期を付して採用された教員を臨床教育研究のプロジェクトチームの一員とし、共同研究を実施する。

○教員の流動性向上に関する具体的方策として、次のことを行う。

現職教員や指導主事等を一定の任期を付した教員として配置する。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策として、次のことを行う。

外国人・女性教員の雇用促進に努める。

○事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策として、次のことを行う。

大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

① 人事評価制度を構築し、可能なものから実施する。

② 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額に比して、概ね10%の人件費の削減を図る。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策として、次のことを行う。

① 学務情報システムの本格運用を開始し、学務部事務の効率化・合理化を図る。

② 職員宿舎管理業務を委託するとともに、委託業務内容の一層の充実や学生宿舎への委託範囲の拡大について検討し、可能なものから実施する。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 新規職員採用試験については、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験に参加する。
- ② 事務系職員の研修については、初任者研修、中堅職員研修、係長研修等を新潟県内の国立大学等と相互協力し実施する。
- ③ 各種業務処理システムの構築を推進するとともに、関東C地区国立大学法人等情報化推進協議会等を通じて、他大学との連携・協力を図る。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策として、次のことを行う。

職員宿舎管理業務を委託するとともに、委託業務内容の一層の充実や学生宿舎への委託範囲の拡大について検討し、可能なものから実施する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策として、次のことを行う。

職員に対し、外部資金に関する計画的な情報提供・啓発業務を行う。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 心理教育相談室における相談を有料とする。
- ② 学部卒業生、大学院修了生、科目等履修生及び研究生等に対する証明書発行を有料とする。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策として、次のことを行う。

節約に関するキャンペーンを展開するとともに、管理的経費の抑制を図るため具体的に検討し、可能なものから実施する。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策として、次のことを行う。

- ① 大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから整備に努める。
- ② 土地や建物等の資産の効率的・効果的運用を図るため、対応可能なものから整備に努める。

### Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。

在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望等を聴取した結果を業務の改善等に反映させているか検証する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策として、次のことを行う。

点検・評価結果を大学運営に反映するシステムを運用するとともに、同システムの充実を図る。

#### 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 大学情報の積極的な公開・提供のために、各委員会等における検討内容との調整を図り、データベース化を進め、公開可能となったものから逐次公開する。
- ② 既存の情報発信媒体が国民への説明責任を果たしているか随時見直しを図り、不断に情報提供の改善を図る。
- ③ U I (University Identity) の確立に向け具体的な実施計画を策定し、逐次実現する。

- ④ ホームページをはじめ各種広報媒体のコンテンツ及び提供方法の改善・充実を図る。
- ⑤ 教員のニーズに基づく出版及び講演・学会誘致等に対する援助の在り方を検討する。

## **V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置**

○施設等の整備に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 既存施設の改善整備の推進に努める。
- ② 学生支援系施設の整備の推進に努め、管理運営業務の委託や管理形態の見直し等について検討し、可能なものから実施する。
- ③ 基幹・環境については、防災・防犯対策、バリアフリー対策に配慮した整備・維持に努める。
- ④ 耐震診断に基づき、改修整備に努める。

○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策として、次のことを行う。

- ① 既存施設の効率的・効果的な利用のため、共用化を推進するとともに、施設ニーズの変化に応じた再配置に努める。
- ② 施設の劣化度及び管理状況等について恒常的に点検を行うことにより、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理に努める。

### **2 安全管理に関する目標を達成するための措置**

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、次のことを行う。  
労働安全衛生法等を踏まえ、安全管理及び事故防止等に必要な対策を講ずる。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策として、次のことを行う。

学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員等の安全確保等に必要な対策を講ずる。

## **VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**

別紙参照

## **VII 短期借入金の限度額**

### **1 短期借入金の限度額**

9億円

### **2 想定される理由**

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

## **VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

計画の予定なし。

## **IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。



## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・屋内運動場改修	総額 228	施設整備費補助金（203） 国立大学財務・経営センター 施設費交付金（25）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

- ① 教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じて、弾力的に対応できる教員組織を編成する。
- ② 教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応した様々な形態の教員を配置できる制度を検討する。
- ③ 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内の研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。

（参考1）平成19年度の常勤職員数 299人  
また、任期付き職員数の見込みを4人とする。

（参考2）平成19年度の人件費総額見込み 2,838百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 260
施設整備費補助金	203
船舶建造費補助金	—
施設整備資金貸付金償還時補助金	—
補助金等収入	16
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25
自己収入	913
授業料、入学金及び検定料収入	823
附属病院収入	—
財産処分収入	—
雑収入	90
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	22
長期借入金収入	—
目的積立金取崩	45
計	4, 484
支出	
業務費	3, 526
教育研究経費	3, 526
診療経費	—
一般管理費	692
施設整備費	228
船舶建造費	—
補助金等	16
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	22
長期借入金償還金	—
国立大学財務・経営センター施設費納付金	—
計	4, 484

[人件費の見積り]

期間中総額2, 838百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 2, 429百万円)

注) 「施設整備費補助金」の203百万円は、前年度よりの繰越額である。

注) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,300
經常費用	4,300
業務費	3,995
教育研究経費	908
診療経費	—
受託研究経費等	—
役員人件費	48
教員人件費	2,125
職員人件費	914
一般管理費	193
財務費用	2
雑損	—
減価償却費	110
臨時損失	—
収益の部	4,285
經常収益	4,285
運営費交付金収益	3,170
授業料収益	659
入学金収益	137
検定料収益	27
附属病院収益	—
補助金等収益	16
受託研究等収益	—
寄附金収益	22
財務収益	0
雑益	202
資産見返運営費交付金等戻入	40
資産見返補助金等戻入	—
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	11
臨時利益	—
純利益	△15
目的積立金取崩益	15
総利益	—

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 6 4 9
業務活動による支出	4, 1 5 5
投資活動による支出	2 3 6
財務活動による支出	5 8
翌年度への繰越金	1, 2 0 0
資金収入	5, 6 4 9
業務活動による収入	4, 1 7 6
運営費交付金による収入	3, 2 6 0
授業料、入学金及び検定料による収入	7 8 8
附属病院収入	—
受託研究等収入	—
補助金等収入	1 6
寄附金収入	2 2
その他の収入	9 0
投資活動による収入	2 2 8
施設費による収入	2 2 8
その他の収入	—
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	1, 2 4 5

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学校教育学部	初等教育教員養成課程 640人 (うち教員養成に係る分野 640人)
学校教育研究科	学校教育専攻 240人 (うち修士課程 240人) 幼児教育専攻 20人 (うち修士課程 20人) 特別支援教育専攻 30人 (うち修士課程 30人) 障害児教育専攻 30人 (うち修士課程 30人) 教科・領域教育専攻 280人 (うち修士課程 280人)
附属小学校	480人 学級数 12クラス
附属中学校	360人 学級数 9クラス
附属幼稚園	90人 学級数 3クラス